

事業承継を ご支援します！

事業承継時のあらゆるニーズに沿った保証制度や事業承継の課題解決に向けた支援体制をご用意しています。



1 事業承継に必要な資金を調達したい

当協会や各自治体の事業承継専用の保証制度のご案内



2 事業承継に関する悩みを相談したい

各種支援機関と連携した支援体制のご案内



FUKUOKA
GUARANTEE

福岡県信用保証協会

1 事業承継に必要な資金を調達したい

◆ 当協会の事業承継関連保証制度

※記載内容以外にも要件等がございますので、福岡県信用保証協会までご相談ください。

経営者保証でお困りの中小企業者の方に

認定不要

● 事業承継特別保証制度

※事業承継後にご利用いただける場合もあります。

事業承継を予定する法人の保証付融資・プロパー融資を問わず、借換を行う際に経営者保証を不要とする保証制度です！

対象	中小企業者(法人)	保証料率	0.45%~1.90%(割引制度あり) (経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は0.20%~1.15%)
保証限度額	2億8,000万円(一般枠)	資格要件	次の①から④の全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率*が基準値以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと
期間	10年以内(据置1年以内)		
保証人	不要		

● 経営承継借換関連保証

事業承継を予定する認定を受けた法人の保証付融資・プロパー融資を問わず、借換を行う際に経営者保証を不要とする保証制度です！

対象	経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者(法人)	保証料率	0.45%~1.90%(割引制度あり) (経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は0.20%~1.15%)
保証限度額	2億8,000万円(別枠)	資格要件	次の①から④の全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率*が基準値以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと
期間	10年以内(据置1年以内)		
保証人	不要		

※EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)

事業を承継した中小企業者や新代表者の方に

● 経営承継関連保証

事業を承継した「中小企業者」が必要な株式や事業用資産等の取得をサポートします！

対象	経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者(法人・個人)
保証限度額	2億8,000万円(別枠)
期間	運転資金10年以内(据置不可)、設備資金15年以内(据置不可)
保証人	原則として法人代表者以外不要
保証料率	0.45%~1.90%(割引制度あり)



● 特定経営承継関連保証

事業を承継した「新代表者」が必要な株式や事業用資産等の取得費のほか、相続税や贈与税の納付資金をサポートします！

対象	経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者(法人)の代表者
保証限度額	2億8,000万円(一般枠)
期間	運転資金10年以内(据置1年以内)、設備資金15年以内(据置1年以内)
保証人	原則として認定を受けた中小企業者(法人)以外不要
保証料率	0.45%~1.90%(割引制度あり)

これから事業承継を行う中小企業者の方に

● 経営承継準備関連保証

M&Aなどにより「中小企業者」が事業承継するために必要な株式や事業用資産等の取得をサポートします！

対 象	経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者(法人・個人)
保証限度額	2億8,000万円(別枠)
期 間	運転資金10年以内(据置1年以内)、設備資金15年以内(据置1年以内)
保 証 人	原則として法人代表者もしくは被承継法人以外不要 ※一定の財務要件を満たす場合は不要
保証料率	0.45%~1.90%(割引制度あり)

● 特定経営承継準備関連保証

「事業を営んでいない個人」が事業承継の際に必要な株式や事業用資産等の取得をサポートします！

対 象	経営承継円滑化法に基づく認定を受けた事業を営んでいない個人
保証限度額	2億8,000万円(一般枠)
期 間	運転資金10年以内(据置1年以内)、設備資金15年以内(据置1年以内)
保 証 人	原則として被承継法人以外不要
保証料率	1.15%(割引制度あり)



● 事業承継サポート保証「パートナー」

「中小企業者」による事業承継のほか、「持株会社」方式を活用した事業承継に係る費用をサポートします！

対 象	対象①中小企業者(法人・個人) 対象②後継者が2/3以上の議決権株式を保有する持株会社
保証限度額	2億8,000万円(一般枠)
期 間	20年以内(据置2年以内)
保 証 人	対象①(法人)原則として法人代表者(個人)不要 対象② 原則として持株会社の代表者及び被承継事業会社
保証料率	0.26%~1.70%(割引制度あり)

認定不要

経営承継円滑化法 に基づく認定とは

経営承継円滑化法第12条第1項各号に規定する都道府県知事の認定をいいます。
法人は商業登記簿謄本上の本店所在地、個人は主たる事業所の所在地(事業を営んでいない方は居住地)を管轄する都道府県に申請します。

■ 認定に関する問い合わせ先 福岡県商工部中小企業振興課金融係 TEL 092-643-3424

経営者保証 コーディネーター とは

全国48か所にある事業承継・引継ぎ支援センターに駐在している経営者保証解除を支援する専門家です。

■ 経営者保証コーディネーターに関する問い合わせ先
福岡県事業承継・引継ぎ支援センター TEL 092-441-6922

ご利用の 流れ

認定申請

経営承継円滑化法に基づく認定を要する制度を利用する場合、主たる事業所のある都道府県へ申請します。



お申込み

所定の申込書を準備の上、必要書類を揃えて金融機関へお申込みください。



融 資

当協会による保証決定後、金融機関がご融資を行います。



※融資にあたっては金融機関及び当協会の審査があります。審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

◆ 各自治体の事業承継関連融資制度

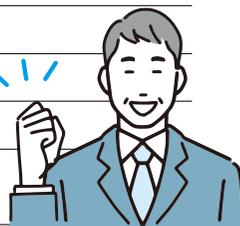
※記載内容以外にも要件等がございますので、各自治体または福岡県信用保証協会までご相談ください。

● 福岡県 緊急経済対策資金(事業承継支援型)

対 象	保証限度額	1億円
① 経営承継円滑化法に基づく知事 の認定を受けた方	金 利	1.40%以内
	期 間	10年以内(据置2年以内)
② 3年以内に事業承継を予定する 又は事業承継後3年未満の法人 であって、一定の財務要件を満 たす方	保 証 人	対象①は別途定めによる 対象②は不要
	保 証 料 率	0.35%~1.52%(割引制度あり) (経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は0.10%~0.77%)
※①の認定を受けた方が事業承継後 の会社の場合、代表者個人を含む ※NPO法人の場合①は対象外	受 付 機 関	商工会議所、商工会、取扱金融機関
	自治体問い合わせ先	福岡県商工部中小企業振興課金融係 TEL:092-643-3424

● 福岡市 新事業開拓資金(ステップアップ資金)

対 象	期 間	5年以内(据置1年以内) 運転:5年超~10年以内(据置2年以内) 設備:5年超~15年以内(据置2年以内)
経営承継円滑化法に基づく認定 を受け事業承継を行う方や、事業 承継・引継ぎ支援センターの支援 を受けてM&A等の事業承継を行 う方	保 証 人	原則として法人代表者以外不要
	保 証 料 率	0.33%~0.81%(割引制度あり)
保証限度額	受 付 機 関	福岡市、福岡商工会議所、早良・志賀商工会
金 利	自治体問い合わせ先	福岡市経営支援課経営金融係 TEL:092-441-2171



● 北九州市 事業承継資金

対 象	期 間	運転:10年以内(据置1年以内) 設備:15年以内(据置1年以内)
3年以内に事業承継を予定してい る又は事業承継日から3年以内の 事業承継計画を有する北九州市 内の中小企業者の事業承継に必 要な資金の借入を行う方	保 証 人	原則不要 ※一定の財務要件あり
	保 証 料 率	0.25%~0.75%(割引制度あり) (経営者保証コーディネーターや事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合などは0.00%)
保証限度額	受 付 機 関	北九州商工会議所、取扱金融機関
金 利	自治体問い合わせ先	北九州市地域経済振興部中小企業振興課 TEL:093-873-1433

各制度の詳細な内容については、信用保証協会窓口又はお取引金融機関にお問い合わせください。

本 所 営 業 部 〒812-8555 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号 ☎092-415-2601

大 濠 支 所 〒810-0055 福岡市中央区黒門2番28号 ☎092-734-5923

北 九 州 支 所 〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館4階 ☎093-551-2634

久 留 米 支 所 〒830-8691 久留米市日吉町24番地24 ☎0942-38-1022

筑 豊 支 所 〒820-0040 飯塚市吉原町6番12号 飯塚商工会議所5階 ☎0948-22-3585

大 牟 田 支 所 〒836-0843 大牟田市不知火町1丁目3番地4 太陽生命大牟田ビル6階 ☎0944-52-6011



福岡県信用保証協会

ホームページ

<https://www.fukuoka-cgc.or.jp/>

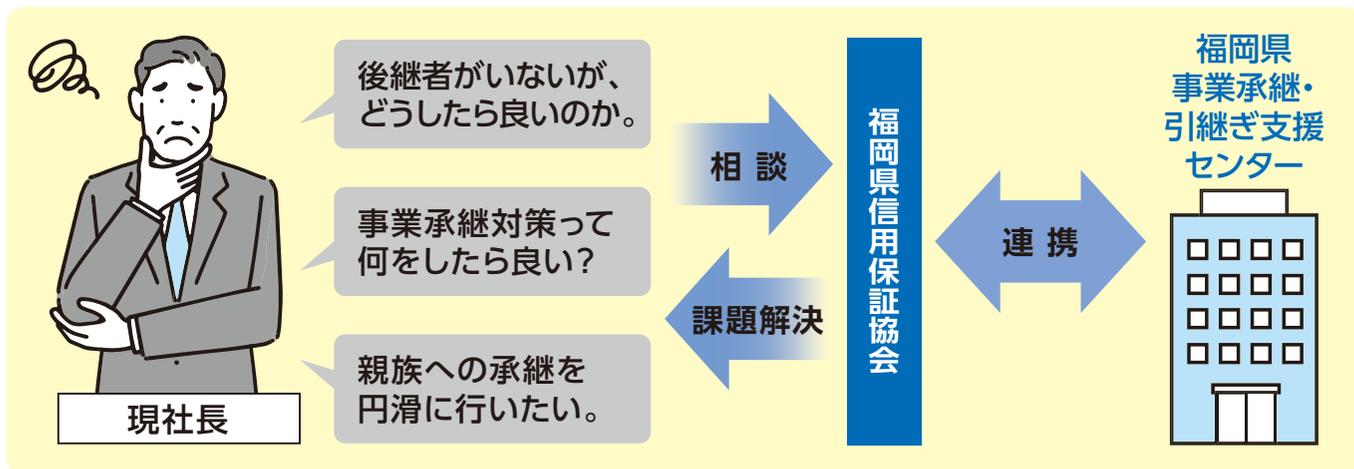


2 事業承継に関する悩みを相談したい

各種支援機関と連携し様々なご相談に対応します

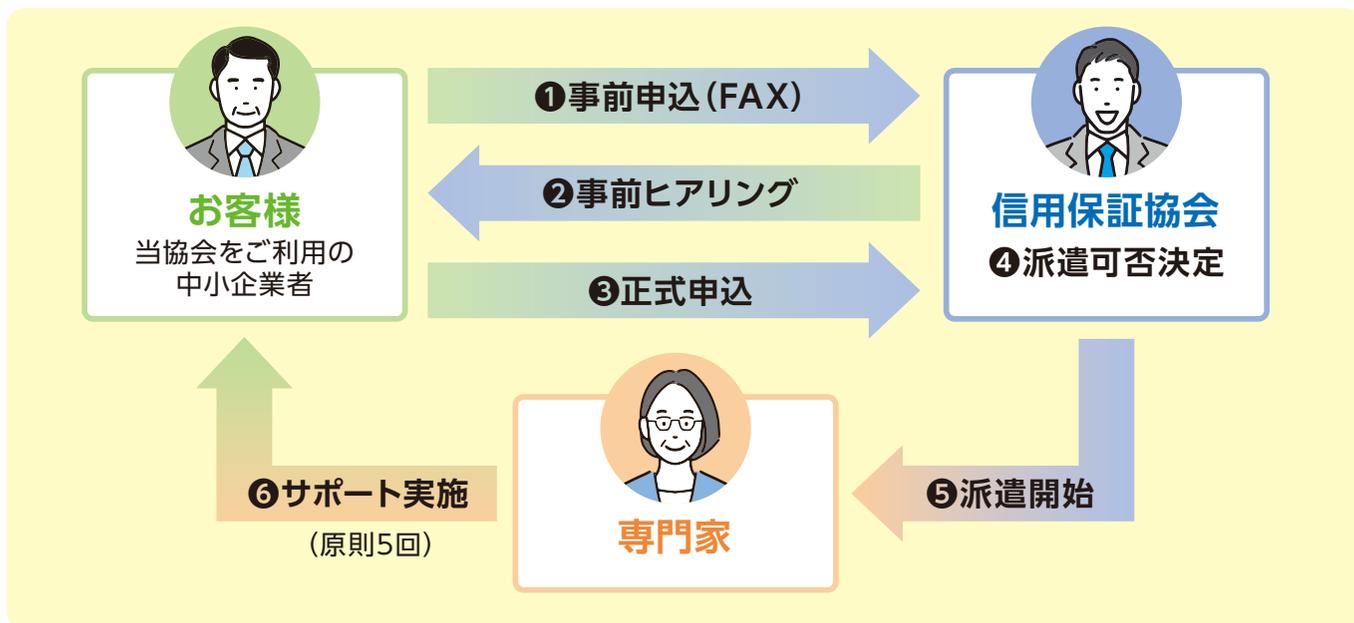
◆ 支援機関との連携

福岡県信用保証協会では、事業承継の専門機関で高度なノウハウを有する福岡県事業承継・引継ぎ支援センターと業務連携し、事業承継に係る専門家の派遣から、事業承継計画の策定支援・実現支援・計画実行のための資金調達のご相談など、金融と経営の一体的な支援により、中小企業の皆様の事業承継をサポートします。



◆ 専門家派遣事業

福岡県信用保証協会では、事業承継など様々な経営課題を有する中小企業者の皆様のために、専門知識と経験を有する中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、各種課題解決をサポートします。



まずはお気軽にご相談ください



FUKUOKA
GUARANTEE

福岡県信用保証協会 保証統括部 経営支援統括課

福岡市博多区博多駅南2-2-1
<https://www.fukuoka-cgc.or.jp/>

福岡県信用保証協会 検索

☎0120-112-249 (9:00~17:00)

